様式１

市川市長

損壊家屋等の撤去等に係る費用償還申請書

令和 年 月 日

**申請者**

　　　　〒　　　―

住所

フリガナ

氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

(名称・代表者)

生年月日　　　　明・大・昭・平 年 月 日

家屋等所有者

との関係

□本人　□本人以外（　　　　　　　　）

令和元年台風第１５号及び第１９号により損壊した下記の家屋等について、生活環境保全上支障が生じたため、既に撤去及び処分（以下「撤去等」という。）しました。

つきましては、当該家屋等の撤去等に係る費用について、民法第７０２条の規定に基づき、償還いただきますよう申請します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 家屋等所在地 | □申請者住所と同じ  □異なる 所在地（ | | | | | | |  | ） |  |
|  | □住宅 □倉庫・物置 □分譲マンション（名称 | | | | |  |  |  | ） |  |
| 家屋等の種類 | □賃貸・寮・社宅（名称 | | | | | ） |  |  |
|  | □事務所・店舗・作業所 □その他（ | | | | |  |  | ） |
| 家屋等の所有者 | □申請者に同じ  □異なる場合 〒 －  住 所 | | | | | | | | | |
|  | フリガナ | | | | | | | | |
| 氏 名 | | | | | | | | |
| り災証明書 | □有（全壊・大規模半壊・半壊）  （り災証明書番号： | | | | |  | ） | □無 |  |  |
| 振込先口座 | 金融機関名 | | 支店名 | 種目 | 口座番号 | | | | | |
|  | |  | 1 |  | | | | | |
| 普通 |
| 金融機関コード | | 支店コード |  | 口座名義人名（カタカナ） | | | | | |
|  | |  | 2 |  | | | | | |
| 当座 |
| 撤去前の | □既に倒壊していた □他の家屋等に物的被害を生じさせていた  □家屋等の倒壊による人的・物的被害が生じるおそれがあった。  □その他（  □その他敷地内の損壊物・状況  （ | | | | | | |  |  |  |
| 家屋等の | ） |
| 状況 |  |
|  | ） |
| 家屋等の権利関係 | (1)共有者 □なし □あり（自分の外 名）  (2)区分所有 □なし □あり  (3)権利関係（賃借権、抵当権、根抵当権等）  □なし □あり ⇒ （内容・権利者  撤去等に関する権利者の同意 □なし □あり | | | | | | |  |  | ） |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 撤去等の状況 | (1)時期  契 約 日 令 和 元年撤去等開始 令和元年撤去等終了 令和元年  (2)上記家屋等の撤去等を委託した事業者の連絡先  事業者名  電話番号  所 在 地 | | 月月月 |  | 日日日 |
|  |  | | | |
| (3)申請する撤去等に要した費用総額 | |  | 円 |  |
| 添付資料 | □申請者本人であることを証する書面（顔写真付） 〈例〉運転免許証  □印鑑登録証明書  □り災証明書  □登記事項（建物）全部事項証明書（固定資産税評価・課税証明書）  □建物配置図  □撤去前・撤去中・撤去後の家屋等の写真  □撤去等に係る事業者との契約書  □撤去等に係る費用の内訳書  □事業者から申請者に対する撤去等費用に係る領収書  （事業者に対する撤去等費用の支払いが済んでいない場合には、事業者から申請者に対する撤去等費用に係る請求書を提出の上、事後的に同費用に 係る領収書を提出すること。）  □事業者が作成した家屋等の解体証明書  □マニフェスト伝票（Ｅ票）、計量伝票等  ＜相続登記をしていない場合＞  □遺産分割協議書その他相続を証明する書類  ＜共有者・相続人がいる場合＞  □共有者・相続人の撤去等に係る同意書  ＜中小企業者の場合＞  □商業・法人登記簿謄本  ＜申請者と家屋等の所有者が異なる場合＞  □委任状 | | | | |

市川市長に対し上記損壊家屋等の撤去等の費用の償還を申請するに当たり、以下について同意します。

１．本申請書及び添付書類に事実と異なる記載があり、それにより市川市に損害が発生した場合には、申請者が責任をもって賠償すること。

２．上記家屋等の撤去等に関して市川市長が申請者に支払う費用は、市川市長が算定した基準額に照らし、上記家屋等の撤去等のために必要と認められる費用に限られること。

３．上記家屋等の撤去等に関し、権利関係者その他の者との紛争が生じた場合は、申請者の責任において解決すること。

４．撤去等の費用を支払う市川市長のため、撤去等を行った上記損壊家屋に係る権利関係、固定資産税の評価、賦課、り災状況及び撤去に関する情報について、必要な範囲で閲覧・照

会をすること。

氏名（自署）

印

(法人名・代表者氏名)